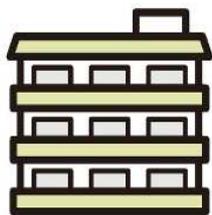


注意・警戒情報



賃貸住宅の退去 トラブルに注意!

原状回復費用
こんなに!?



事例

10か月ほど入居した賃貸アパートを退去した。退去時の立会いは、コロナ禍のため必要ないと言われた。後日ハウスクリーニング費用、壁紙や床材の張替え費用などから敷金を差し引いた、8万円の原状回復費用を請求された。納得できないと不動産屋に伝えたが、払ってもらえないと高圧的だ。どうしたらよいか。



入居時や退去時に部屋の現状を確認し 記録を残しましょう!

- ◆ 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは貸主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主（入居者）の負担とされています。
[ガイドラインはこちら](#) 
- ◆ 入居時や退去時は、できる限り家主や仲介業者等の貸主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。
- ◆ 原状回復費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に十分な説明を求めましょう。
- ◆ ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約などを確認しておきましょう。
- ◆ トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがあれば、まずは身近な消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら

乳幼児の窒息事故に注意！

実際にあった事例

袋に「10か月頃から」と表示された小さいパンを10か月の乳児が食べたところ、喉に詰まらせ、窒息して死亡した。



アドバイス

- 1歳前後の乳幼児に食べ物を与える際は、無理なく食べられるよう、1.5cm以下に小さく切って与え、飲み込むまで目を離さないように注意しましょう。
- 月齢の10～11カ月は歯茎で潰しながら食べることができるようになる時期ですが、かむ能力が十分でないため、ほぼ丸飲みする状態です。
- 袋に表示された月齢のみを参考にするのではなく、子供に与える前に自分で一口食べてみて固さを確認し、子供の食べ方の様子を見て食べさせるようにしましょう。



苦しそうで顔色が悪く、泣き声も出ないときは、喉の異物による窒息を疑い、乳児の頭側を下げて、うつ伏せにし、背中を強くたたくななどの応急処置※を実施するとともに**速やかに119番通報してください。**

※（独法）国民生活センター発表「カットパンによる乳児の窒息事故が発生 - 小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないで - 」令和3年10月19日の8ページに応急手当の方法が掲載されています。

URL : https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20211019_1.pdf

あと少し！

今年の4月1日に成年年齢が引き下げられます！

成年年齢引下げにより、成人となる18歳と19歳が巻き込まれやすい消費者トラブルなどを、県のホームページなどで発信しています。4月に新たに成人となるみなさん、ご家族のみなさん、ぜひチェックしてください。

【ホームページ】<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/20220128.html>



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活）<https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター）https://twitter.com/kanagawa_shouhi



神奈川県



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX：045-312-3506